

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年十二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十三年七月十九日奈良県指令建第八八―一八号

平成二十四年十一月十五日奈良県指令建第八八―一八―一号

平成二十四年十一月二十九日奈良県指令建第八八―一八―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十二月六日建第七八五三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年十二月六日建第四七七八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市上町一〇二四番の一部、一〇二五番三、一〇三五番の一部、一〇三六番の一部、一〇三六番二の一部、一〇三七番、一〇三八番、一〇三九番、一〇四一番の一部、一〇四二番の一部、一〇八九番の一部、一〇九〇番一の一部、一〇九〇番二、一〇九〇番三、一一七四番、一一七六番、一一七七番、一一八〇番二、一一八一番一、一一八一番二、一一八八番一、一一八八番二、一一九〇番、一一九一番の一部、一一九二番、一一九三番、一一九四番、一一九五番一、一一九五番二、一一九六番の一部、一一九八番の一部、一一九九番、一二三八番、一二四三番二の一部、一二四四番、一二四五番、一二四八番、一二五二番の一部、一二七三番の一部、一二七八番の一部、一二七九番一の一部、一二七九番二、一二八一番の一部、一二八二番の一部、一二八三番、一二八四番一、一二八四番二、一二八四番三、一二九〇番一、一二九〇番二、五六六〇番、五六六二番、五六六七番、五六六八番、五六六九番の一部及び五六七〇番並びにあすか野北一丁目三五〇番六〇二の一部及び三五〇番六八二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺栄町三番七号

三和建設株式会社 代表取締役社長 小林伸嘉

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市上町一〇二四番の一部、一〇二五番三、一〇三五番の一部、一〇三六番の一部、一〇三六番二の一部、一〇三七番の一部、一〇三八番の一部、一〇三九番の一部、一〇四一番の一部、一〇八九番の一部、一〇九〇番一の一部、一〇九〇番二、一〇二六番の一部、一〇七三番三の一部、一〇七六番の一部、一〇七七番の一部、一〇八〇番二の一部、一〇八一番一の一部、一〇八一番二の一部、一〇八八番一の一部、一〇八八番二の一部、一〇九〇番の一部、一〇九一番の一部、一〇九二番の一部、一〇九三番の一部、一〇九四番の一部、一〇九五番一の一部、一〇九五番二の一部、一〇九六番の一部、一〇九九番の一部、一〇四三番二の一部、一〇四八番の一部、一〇二七九番一の一部、一〇二七九番二の一部、一〇二八一番の一部、一〇二八二番の一部、一〇二八三番の一部、一〇二八四番一の一部、一〇二八四番二、一〇二九〇番二の一部、五〇六七番の一部、五〇六八番の一部、五〇六九番の一部及び五〇七〇番の一部並びにあすか野北二丁目三五〇番六〇二の一部

公園 生駒市上町一二八一番、一二八二番、一二八三番、五〇六九番及び五〇七〇番の各一部

水路 生駒市上町一〇九〇番一の一部、一一八〇番二の一部、一一八一番一の一部、一一八一番二の一部及び五〇六六〇番

下水道 生駒市上町一〇二四番、一〇三七番、一〇三八番、一〇四一番、一〇八九番、一〇九〇番一、一一二六番、一一七六番、一一七七番、一一八〇番二、一一八一番一、一一八一番二、一一八八番一、一一八八番二、一一九〇番、一一九一番、一一九二番、一一九三番、一一九四番、一一九五番一、一一九九番、一二四三番二、一二四八番、一二七九番一、一二七九番二、一二八一番、五〇六七番、五〇六八番、五〇六九番及び五〇七〇番の各一部

一 許可番号

平成二十四年十月九日奈良県指令建第九〇一六六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十二月七日建第七八五四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市中町九七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市東竹田町三七一番地

社会福祉法人やまと 理事長 辰己龍也